

四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月8日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第73号

四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年四日市市規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例別表第1に規定する事務)</p> <p>第4条 条例別表第1に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 条例別表第1の5の項に定める事務</u> 四日市市重度障害者手当支給要綱（令和2年四日市市告示第427号）による手当の支給に係る支給の停止又は停止解除の決定に関する事務</p> <p><u>(6) 条例別表第1の6の項に定める事務</u> 四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和52年四日市市条例第44号）による医療費の助成に係る資格の認定、助成金の支給又は返還その他の医療費の助成に関する事務</p> <p><u>(7) 条例別表第1の7の項に定める事</u></p>	<p>(条例別表第1に規定する事務)</p> <p>第4条 条例別表第1に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 条例別表第1の5の項に定める事務</u> 四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和52年四日市市条例第44号）による医療費の助成に係る資格の認定、助成金の支給又は返還その他の医療費の助成に関する事務</p> <p><u>(6) 条例別表第1の6の項に定める事</u></p>

<p>務 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>務 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</p>
--	--

改正後		
別表第2（第6条関係）		
区分	事務	特定個人情報
(略)		
<p>条例別表第2の4の項の規則で定める事務及び特定個人情報</p>	(略)	
<p>条例別表第2の5の項の規則で定める事務及び特定個人情報</p>	<p><u>四日市市重度障害者手当支給要綱による手当の支給に関する事務</u></p>	<p><u>要綱による手当の支給の対象となる者若しくは当該対象者の配偶者又は当該対象者と同一の世帯に属し、若しくは同一の住所に居住する者に係る地方税関係情報</u></p>
<p>条例別表第2の6の項の規則で定める事務及び特定個人情報</p>	(略)	
<p>条例別表第2の7の項の規則で定める事務及び特定個人情報</p>	(略)	

改正前

別表第2（第6条関係）

区分	事務	特定個人情報
(略)		
条例別表第2の4の項の規則で定める事務及び特定個人情報	(略)	
条例別表第2の5の項の規則で定める事務及び特定個人情報	(略)	
条例別表第2の6の項の規則で定める事務及び特定個人情報	(略)	

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(総務部デジタル戦略課)